

# バイオマス発電燃料の持続可能性に係る 第三者認証スキームの追加について

令和4年8月  
資源エネルギー庁

# 今年度WGの議論の全体像

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、**「ライフサイクルGHGの確認方法」、「新第三者認証スキームの追加」**などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- 「新第三者認証スキームの追加」については、本年6月末以降、関係者へのヒアリングを踏まえつつ、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に、検討を進める。

## <持続可能性基準>

ご議論いただく論点

- **新たな第三認証スキームの追加要請について**  
⇒ 追加の要請に応じた、第三者認証スキームの確認を進める
- **持続可能性確認に係る経過措置について**  
⇒ PKS・パームトランクについて、本年夏頃を目途に経過措置の扱いの検討を行う  
【第16回WGにおいて、経過措置期間を1年間延長することを決定】

## <食料競合>

- **新規燃料の候補における食料競合の論点について**  
⇒ 食料競合の懸念のない新規燃料の候補について、算定委に燃料区分の判断を依頼する

## <ライフサイクルGHG>

ライフサイクルGHGに係る確認手段について

- ⇒ 確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の策定を検討を行う

# (参考) 第二次中間整理における評価結果の取り纏め

- FIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして検討を行った第三者認証制度に対する評価結果は、下表のとおり。


バイオWG 第二次中間整理より抜粋

担保すべき事項	評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの    ー：基準を満たすことが確認できなかったもの										
			RSPO	GGL		ISCC	ISPO	MSPO					農産資源認証協 議会の認証制度
			2013	バーム油	PKSバーム トランク	JapanFi t	バーム油 トランク	バーム油	Part2-1	Part2-2	Part3-1	Part3-2	
環境	土地利用変化への配慮	農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	/	/	ー	ー	ー	ー	ー	/	/
		泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	/	/	○	ー	ー	ー	ー	/	/
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	/	/	ー	○	○	○	○	/	/
			加工	○	○	○	ー						○
生物多様性の保全	希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/
			加工	○	○	○	○						○
	児童労働・強制労働の排除	児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	/	/	ー	○	○	○	○	/	/
			加工	○	○	○	ー						○
	業務上の健康安全の確保	労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/
			加工	○	○	○	○						○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	/	/	ー	○	○	○	○	/	/	
		加工	○	○	○	ー						○	○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	/	/	ー	○	○	○	○	/	/
			加工	○	○	○	ー						○
	情報公開	認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	/	/	○	○	○	○	/	/	
認証の更新・取消	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	バーム油：○ PKS等：ー	○
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー

# 新たな第三者認証追加の要請に対する対応

第15回WG資料1より抜粋

- 本WGでは、原則、**夏頃までに追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度について、意見聴取等を行い、FIT制度の対象とする場合は調達価格等算定委員会に報告することとしている。**
- 今年度の追加検討は、**6月末までに追加希望意思が事務局に示されたもの**について、**意見聴取等を行った上で、検討を行う**こととしてはどうか。

- 
- 第15回WG資料1で示された追加希望意思に関する招請を受け、以下4件の追加希望が事務局に寄せられた。
    - ✓ Indonesian Sustainable Palm Oil (ISPO)
    - ✓ Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO)
    - ✓ ISCC Japan FIT- Sustainable Palm Oil
    - ✓ 一般社団法人農産資源認証協議会によるPKS第三者認証規格
  - 本日のワーキンググループでは、追加希望のあった上記4件の第三者認証について、各認証団体からのヒアリングを実施したい。
  - 本日のヒアリング結果を踏まえて個別認証への適用について検討・整理を行った上で、改めて本WGでご議論いただき、調達価格等算定委員会に報告することとしたい。

# (参考) 新たな第三者認証追加の方針

- 新第三者認証スキームの追加等について、検討・整理した内容は以下のとおり。
  - 確認結果に基づき、現行認められているRSPO（パーム油が対象）およびRSB（PKS及びパームトランクが対象）に加えて、GGL（PKS及びパームトランクが対象）を追加して認める。
  - 今回の評価では不採用となった第三者認証について、改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は、本WGにおいて再検討する。
  - 新たな第三者認証が整備され、評価を求められた場合は、本WGにおいて新たに検討する。
  - 今後の第三者認証の追加検討の時期については、例年、年末から年始にかけて調達価格等算定委員会が「翌年度の調達価格等に関する意見」を取りまとめることを踏まえ、本WGでは、原則、夏頃までに、追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度に関し、意見聴取等を行い、検討結果は、年内に調達価格等算定委員会に報告する。

## FIT制度における第三者認証の追加プロセス（例）

